

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 愛媛農業の現状と振興方針

愛媛県は、東南に長く、瀬戸内海・宇和海に臨んだ 1,704 km の長い海岸線と大小 200 余の島しょ部をもち、温暖な気候のもとに、果樹、畜産、米を基幹として多種多様な農産物の生産が行われている。特に沿岸地域や島しょ部で栽培されているかんきつ類の生産規模は全国一を誇るなど、西日本における有力な食料基地の役割を果たしている。

一方で、農業構造については、60 歳未満の基幹的農業専従者のいる農家や新たに就農する若年労働力が減少する反面、高齢専業農家や後継者のいない農家が急速に増加する等ぜい弱な構造となっている。特に、農山村地域においては、過疎化の進行も相まって、荒廃農地が増加する等農地の維持のみならず、農村集落の機能の維持そのものが困難な地域もみられる。

このため、中山間地域が多く、担い手不足、荒廃農地の増大等の構造的な課題を抱えている本県においては、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある。

また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手として育成確保するという観点に立ち、その取組をより一層推進するものとする。

さらには、近年の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクが高まっており、国内の農業生産基盤の増大が必要とされる中で、本県においても将来にわたり食料を安定的に供給するため、生産基盤の高度化や生産振興、担い手の育成確保等、総合的に施策を展開し、農業生産基盤の強化を実現する。

2 農業経営基盤強化の方向

(1) 構造再編の方向

本県農業が抱える問題に対処していくため、「えひめ農林水産業振興プラン」及び「愛媛県農業振興地域整備基本方針」との整合性に留意しつつ、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じ、本県農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、10 年後に実現可能性のある目標とするため、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたりおおむね 2,000 時間）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得おおむね 460 万円）を確保したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、担い手としての数の確保、経営体の担い手として

の能力、めざすべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、45 歳以上 65 歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とし、新規就農者（雇用就農者含む）を毎年 180 名確保することを目標とする。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする経営の姿は、原則として、経営がおおむね軌道に乗る時点（就農後 5 年目）の経営規模及び所得水準が就農予定地の各市町が策定している農業経営基盤強化促進法に基づく市町「基本構想」の農業経営指標に示す水準を目標とするとともに、農業法人等に就農しようとする青年等の農業従事態様は、農業法人等の中核を担う人材として育成していくことを目的とし、就農者として実践的な農業技術を習得した時点（就農後 5 年目）の年間農業従事日数、就業内容、役職を目標として設定する。

さらに、当面効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成が困難である等地域の実情に即し、育成すべき農業経営体以外にも地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手像を明確にする。

(2) 構造再編の方法

この目標を達成するため、集落における話合いと農業者の自主性と創意工夫を基調として、関係機関・団体等の有機的な連携のもとに、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。

ア 優良農地を確保するとともに、経営規模の拡大と経営改善を図り、経営管理の熟度に応じて農業経営の法人化を促進する。

イ 農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化、さらには D X の現場実装により農作業の効率化を促進する。

ウ 地域の特性に応じて、各種農業基盤整備事業を活用して、生産性の向上を促進する。

エ 高収益作物の導入及びその産地形成を推進するとともに、消費者・実需者の多様なニーズに対応するため、生産・加工・流通の一体化等農業の 6 次産業化に向けた取組を積極的に促進する。

オ 新規就農者の受入れのために、地域の実態に応じた支援を、農業協同組合、各市町農業公社等を活かしながら推進し、地域をリードする農業者に育成する。

なお、規模の大きい先進的な法人経営体については、新規就農者（後日独立して農業経営を開始する予定の者を含む。）の受け皿としても位置づけ、支援する。

カ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

キ 効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で役割分担を明確にし相互にメリットを享受できるよう、健全なコミュニティへの発展を図る。

ク 新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、経営定着・発展・継承に至る各段階に応じた、きめ細かな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。

(ア) 農村青年のみでなく、農外からの新規参入者や U ターン 青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過

程に対する一貫した支援活動を行う。

(イ) 営農形態や農業従事態様の多様化に対応した担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。

(ウ) 進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。

(エ) 希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

ケ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な担い手を以下のように位置づけ、その育成を図る。

(ア) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完する受託組織等

市町、農協等が参画した第3セクターやサービス事業体等の農作業受託組織については、農作業の受託を通じ育成すべき農業経営体を補完するものとして、その育成とともに事業活動の促進を図る。

(イ) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る。

特に、集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担うことを考慮し、組織自体の協業経営化・法人化による組織経営体、組織内のオペレーター等の専従的農家からの個別経営体への発展を支援し、その経営発展を加速することにより、農業経営の育成を図る。

コ 必要に応じて、地域の農業者等との適切な役割分担のもと、安定的かつ効率的な農業経営に取り組むことを原則とし、担い手として積極的に一般企業の参入を図る。

3 地帯別振興方向

地域別には、次のとおり3地帯に区分し、地域の実情を踏まえた振興策に取り組むことにより、農産物の需給動向に対応できる均衡のとれた供給産地の形成を図ることで、上記目標を達成するものとする。

【沿岸・島しょ部農業地帯】

島しょ部又は海に面している樹園地の占める割合が相当程度である農業地帯においては適地適作を基本とした果樹生産が行われており、園内作業道や多目的かんがい施設等の整備並びに園地の緩傾斜化などの基盤整備、省力機械施設の整備及び労働を補完するシステムの構築を推進するとともに、分散した園地の集積と適正な規模拡大を中心に農用地の利用調整を進め、果樹産地の再編成と銘柄産地の育成を図る。特に、経営管理の熟度が向上した経営体については、必要に応じ、法人形態への移行を誘導する。

【農山村農業地帯】

内陸の農山村を中心とした傾斜地率又は林野比率が相当程度である農業地帯においては地域

の基幹的産業として米、野菜、果樹、畜産等多種多様な農産物の生産が行われており、棚田の整備など地域の実情に即した基盤整備、集落等を単位とした地域の資源の管理や生産を行う組織の育成を推進するとともに、高収益、高付加価値作目の積極的な導入による所得向上を目指すよう誘導する。

【平地農業地帯】

沿岸・島しょ部及び農山村地帯を除く平坦な地域を中心とした農業地帯においては、水田農業に加えて施設野菜・花き生産が行われており、麦・大豆等の対策にも対応した水田の汎用化やほ場の大区画化等の基盤整備、農作業受委託の組織化を促進するとともに、個別経営体の規模拡大を中心に、農用地の利用調整を通じて連担化などの作業条件の改善を進める。特に、経営管理の熟度が向上した経営体については、必要に応じ、法人形態への移行を誘導する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

愛媛県における第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、農業地帯別の主要な営農類型を示すと次のとおりである。

なお、畜産については、県全域で示すこととする。

【目標営農類型一覧表】（詳細は、後掲の農業地帯別目標営農類型基本的指標に記載のとおり）

経営体別		営農類型別		経営規模
沿岸・島しょ部農業地帯	個別経営体	土地利用型	うんしゅうみかん	2.2 ha
			甘平+いよかん+不知火+優良中晩柑	2.2 ha
			うんしゅうみかん+甘平+いよかん+優良中晩柑+キウイフルーツ	1.6 ha
			うんしゅうみかん+甘平+ぽんかん+優良中晩柑	1.7 ha
			清見+甘夏柑+不知火+優良中晩柑	2.8 ha
			河内晩柑+甘夏柑+不知火	2.9 ha
		施設型	施設中晩柑+施設愛媛果試第28号(紅まどんな)+いよかん+不知火+優良中晩柑	1.7 ha

経営体別		営農類型別		経営規模
農山村農業	個別経営体	土地利用型	くり+夏秋きゅうり+乾しいたけ	3.3 ha
			かき+うめ	2.7 ha
			夏秋きゅうり+水稻	5.0 ha
			夏秋ピーマン+水稻	4.0 ha

業 地 帯		施 設 型	雨よけトマト＋水稻	4.1 ha
			施設ぶどう＋もも	0.8 ha
	組織経営体	土地利用型	水稻＋大豆＋水稻作業受託	36.0 ha

経 営 体 別		営 農 類 型 別		経営規模
平 地 農 業 地 帯	個別経営体	土地利用型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託	15.0 ha
			さといも＋水稻＋麦	8.8 ha
			レタス＋水稻＋麦	5.0 ha
			ほうれんそう＋水稻	10.0 ha
			ブロッコリー＋水稻	13.0 ha
			夏秋なす＋水稻	5.4 ha
			たまねぎ＋水稻	12.0 ha
			甘平＋いよかん＋不知火＋優良中晩柑	2.2 ha
			うんしゅうみかん＋甘平＋いよかん＋優良中晩柑＋キ ウイフルーツ	1.6 ha
		施 設 型	施設うんしゅうみかん＋うんしゅうみかん＋施設中晩 柑＋施設愛媛果試第 28 号(紅まどんな)	1.5 ha
			施設高設いちご＋水稻	6.3 ha
			施設きゅうり＋水稻	6.9 ha
			施設トマト＋水稻	6.9 ha
			施設アスパラガス＋水稻	7.0 ha
			施設バラ（ロックウール）	0.4 ha
			施設デルフィニウム＋枝物（花木）＋夏秋きゅうり	1.0 ha
			施設花壇苗	0.4 ha
	組織経営体	土地利用型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託	55.0 ha

経 営 体 別		営 農 類 型 別		経 営 規 模
県 全 域 （ 畜 産 ）	個別経営体	畜 産	酪農	経産牛 50 頭 育成牛 25 頭 飼料作物 10.0 ha
			肉用牛（繁殖一貫）	繁殖牛・子牛 25 頭 肥育牛 53 頭 飼料作物 3.8ha
			肉用牛（肉専用種肥育）	肉用牛 125 頭 飼料作物 2.2 ha
			肉用牛（交雑種肥育一貫）	肉用牛 300 頭 飼料作物 6.0 ha
			養豚（一貫）	種雌豚 160 頭 肥育豚 1,600 頭
			養鶏（採卵鶏）	成鶏 30,000 羽 育成鶏 15,000 羽
			養鶏（ブロイラー）	ブロイラー45,000 羽

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

愛媛県における第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標のとおり。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成方針

新たに就農をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携しながら新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

さらに、地域計画において将来の農用地等を利用するとして位置付けられた「農業を担う者」（継続的に農用地利用を行う中小・家族経営や兼業農家などの多様な経営体を含む。）についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、次世代の農業を担う人材として支援する。

また、生産現場の生産性向上や労働力不足等の課題に対応し、多様な担い手の安定した農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用した省力化やデジタル人材の育成、農福連携等による労働力補完に取り組む。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

県は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を、愛媛県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）としての業務を行う拠点と位置付け、農業経営の改善に向けた助言・指導のほか、就農希望者の相談・情報提供や、関係機関との連携を行うこととする。

支援センターは、以下(1)～(4)の業務を行うこととする。

- (1) 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- (2) 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動

(3) 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応

(4) 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整支援センターの運営に当たっては、愛媛県農林水産部農政企画局農地・担い手対策室（以下「農地・担い手対策室」という。）が指導・監督を行うとともに、普及組織、市町、愛媛県農業協同組合中央会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県信用農業協同組合連合会、一般社団法人愛媛県農業会議、市町農業委員会、株式会社日本政策金融公庫松山支店、公益財団法人えひめ産業振興財団と相互に連携してサポートを行うものとする。

支援センターの相談窓口については、公益社団法人えひめ農林漁業振興機構に設置することとし、関係機関が連携して、就農から定着、経営発展、経営継承までのサポートを一貫して行うものとする。

3 県の取組方針

県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、支援センターと連携して、農業の魅力発信、市町・地域毎の受入体制の整備、具体的な営農のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

また、新たに就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に支援するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を措置し、青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、普及組織により計画的に巡回指導等を行う。

えひめ農業未来カレッジ（農業大学校）において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業分野におけるデジタル人材の育成に取り組む。

4 関係機関の連携・役割分担

支援センターは、本基本方針第4の2に示した役割を担うとともに、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構助成事業により青年農業者確保育成活動等を推進する。

市町は、就農希望者等の受入について、市町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

愛媛県農業協同組合中央会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県信用農業協同組合連合会は、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

一般社団法人愛媛県農業会議、市町農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

株式会社日本政策金融公庫松山支店は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

公益財団法人えひめ産業振興財団は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用したサポートを行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行う。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町は、区域内の就農受入組織と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供する。

支援センターは、市町から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供する。また、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町を調整し、市町の担当者等に紹介する。

支援センター及び普及組織は、就農等希望者を市町等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町等との調整を行う。

市町及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

上記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
---------------------------------------	-----

50%	※ 個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※ 目標年次は、令和12年とする。
-----	---

各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、市町、農業委員会等と連携しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営体の育成と、第3で示すこれらの経営体が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るため担い手を確保するとともに、担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一層加速していく必要がある

県は関係各課、農業関係試験研究機関、普及組織、基盤整備部局等県内の指導体制を整備するとともに、県農業会議、県農業協同組合中央会、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、県土地改良事業団体連合会等関係団体との間で愛媛県農地中間管理事業推進会議を設置すること等により相互に十分な連携を図り、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような措置を集中的かつ重点的に実施し、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援を集中化する農業経営改善計画認定制度の一層の普及・定着を図り、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）が、市町が策定する「地域計画」において地域の農業を担う者として位置付けられるよう促す。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(1) 農用地利用改善事業

地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営体への農用地利用の集積を進めるため、地域段階において設立される農業再生協議会との連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び

これらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立・育成を推進する。

(2) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的、効果的实施を図る。

(3) 推進体制の整備

普及組織等の県内の指導機関においては、地域農業再生協議会及び担い手育成総合支援協議会、市町、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化を図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いや、農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式や経営管理の合理化等、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。一般企業が参入する場合においては、農用地の貸付け等に当たり、地域の育成すべき担い手の経営との整合性を十分に検討する体制をとる。

また、経営の指導を担当する者の能力向上、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

支援センターは、関係機関等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成を図る。

(4) 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(ア) 農業体験学習の支援等学校教育との連携強化

農業への興味を喚起し、就農候補者の底辺の拡大と就農意欲の啓発を図るため、学校教育と連携し、児童・生徒の農業体験学習を推進するとともに、地元の農家による出前授業、講演会等を開催する。

また、農業が、県内の高校、大学等における、学生・生徒の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップを実施する。

(イ) 新規就農者の掘り起こし活動

集落が主体となって、就農希望者の選定から就農、さらには先進的な地域農業の担い手となるまでの一貫した支援活動を行う。

また、就農PR、受け入れ情報の収集・発信、各種相談活動等を実施し、多様な就農ルートを通じて幅広く新規就農者の確保を図る。

(ウ) 就農意欲の醸成に向けた取組

本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

また、都市圏や県内の農業高校、大学において出張就農相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

(エ) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受け可能な農地や畜舎の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行うとともに、農業法人等への雇用就農については、県内の農業法人協会と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

(オ) 就農希望者に対する支援体制の整備

技術・経営研修、農地取得、資金調達等についての総合的な支援体制を整備するとともに、多様な就農希望者の実情に即したきめ細やかな支援を行う。また、新規参入者に対しては、就業面、生活面等も含めた受け入れ体制の整備を図る。

(カ) 技術習得のための支援

就農希望者に対する先進農家研修の斡旋や研修支援を行うとともに、農業教育の拠点として、県立農業大学校における教育課程の内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

イ 定着に向けた取組

(ア) 安定的な経営体への成長を促す機会の提供

市町が策定する「地域計画」に地域の農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、普及組織による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等を行う。

(イ) 新規自営就農のための技術、経営、資金等に関する指導活動の強化

各地方局農林水産振興部農業振興課及び各支局地域農業育成室に「担い手確保育成対策推進班」を設置し、新規就農のための技術・経営・資金等に関する情報の提供や各種行政施策の活用助言、就農・定着を促進するための相談等、多様な支援活動を行う。

ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 認定新規就農者制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の普及を図る。

(イ) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

青年等就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(ウ) 青年農業者等に対する継続的な濃密指導の実施

個別指導と集団指導を組み合わせ、発展段階に応じた濃密指導を推進するため、指導対象として普及計画に位置づけ、プロジェクト活動を中心とした課題解決活動並びに経営改

善活動を促進する。

(エ) 県立農業大学校での生涯学習の推進

農業大学校の研修課程において、就農前の段階、基礎研修段階、経営発展段階に応じた実務研修を行い、優れた農業経営者の育成に努める。

(オ) 農村青少年の組織活動の支援

学習活動や仲間づくり、村づくり活動等自主的な組織活動を助長し、組織化能力やリーダーシップ、実践力等地域農業の担い手にふさわしい資質の涵養に努める。

エ 若者を中心とした就農者が定着するための環境づくりの推進

(ア) チャレンジ精神に応える環境条件の整備

新しい営農システムや就農条件の導入等による魅力ある経営体づくりに取り組み、青年等が就農するための受け皿としての環境づくりを推進する。

(イ) ゆとりある農村生活の創造

魅力的で、ゆとりある農村生活を実現するため、経済的ゆとりに加え、生活の楽しさ、幸せ感、生きがい等を体感できる農業・農村ならではの生き方の創造や環境づくりを推進する。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持ち分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業